

津市監査委員告示第4号

平成18年10月10日付けで受理した地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく「旧芸濃町前芸濃町長・横山雅宏措置請求書」について、同条第4項の規定に基づき、同年12月4日付けで下記のとおり監査を決定したので、これを公表する。

平成18年12月8日

津市監査委員	岡	部	高	樹
	同	田	中	勝博
	同	村	田	彰久
	同	山	中	利之

記

第1 請求の受付

1 請求人

住所、氏名省略

2 請求の内容

(1) 主張する事実（要旨）

本件監査請求書、その添付された事実を証する書類の内容及び請求人の陳述から、請求人の主張事実の要旨は以下のとおりであると理解した。

ア 違法及び不当な助成金の支出について

(ア) 違法及び不当な行為

芸濃町長横山雅宏氏（当時。以下「芸濃町長」という。）が、平成17年12月22日に芸濃町商工会（当時。以下同じ。）に対し、旧芸濃町商工会館（以下「旧商工会館」という。）の移転に伴う新芸濃町商工会館（以下「新商工会館」という。）建設の助成金（以下「本件助成金」という。）2,810万円を支出したことについて、下記の理由のとおり恣意的に職権を濫用したものであり、違法及び不当である。

a 根拠法の不存在等

芸濃町（当時。以下同じ。）には本件助成金を交付する根拠法は存在せず、存在しない以上、中小企業庁等の小規模事業支援費補助金交付要綱など上級官庁の要綱（以下「国要綱」という。）に従うべきであり、国要綱には補助対象経費の2分の1を限度として

補助金を交付する旨定められているにもかかわらず、これに従っていない。

また、芸濃町商工会は、芸濃町長との覚書において旧商工会館の移転補償は求めないとしたにもかかわらず、芸濃町長が旧商工会館の建物移転補償に係る不動産鑑定評価額相当の補助金を交付したことは、矛盾している。

b 本件助成金交付手続

本件助成金交付手続について、芸濃町長は、芸濃町地域振興事業補助金交付規則（昭和50年芸濃町規則第8号）第3条で提出が義務付けられた実施設計書等一部の書類が芸濃町商工会から提出されていないにもかかわらず、粗雑な事業計画書により本件助成金の交付を決定し、同規則第8条で提出が義務付けられた事業完了報告書の提出も受けておらず、さらに同規則第9条は竣工検査合格後に補助金を交付する旨規定しているにもかかわらず、新商工会館完成以前に本件助成金を交付した。

(イ) 違法及び不当な行為により生じた損失

新商工会館の建設費用は3,000万円であるから、国要綱が定める補助率2分の1の規定に従い本件助成金は最大でも1,500万円が相当である。したがって、本件助成金交付額との差額1,310万円の損失が生じた。

イ 違法及び不当な財産の処分について

(ア) 違法及び不当な行為

芸濃町長が、平成17年12月19日に当時の公有財産である旧芸濃町役場跡地250坪（以下「本件処分地」という。）を、新商工会館の建設用地として、芸濃町商工会に対し、随意契約により1,175万円で売却したことについて、下記の理由のとおり恣意的に職権を濫用したものであり、違法及び不当である。

a 随意契約の締結

芸濃町長は、本件処分地について、随意契約により売却したが、法及び芸濃町財務規則（平成3年芸濃町規則第14号）は、随意契約によることができる限度額を30万円と定めており、よってこの随意契約はこれらの法規に違反している。

b 本件処分地の売却面積及び価額

芸濃町長は、本件処分地の売却面積について、当初売却を予定したのは180坪であったにもかかわらず、その後、芸濃町商工会からこれに70坪を加えた250坪で本件処分地の売却に係る申請があったためこれを売却したが、当初売却を予定した面積に70坪を加えて本件処分地を売却した理由は明らかでなく、さらに当該売却価額の算出について、固定資産評価額を基準としたことは、条例や内規によるものでなく、同評価額からその40パーセント相当額を減額した価額を売却価額としたが、当該売却と同時期に他の芸濃町住民に対し旧芸濃町役場跡地を売却した際には、同評価額相当額で売却しており、同じ公有財産でありながら、このような差別的な売却を行うことに合理的な理由はない。

(イ) 違法及び不当な行為により生じた損失

芸濃町商工会に対する本件処分地売却価額の基準とした固定資産評価額から減額した同評価額の40パーセント相当額78万5千円について損失が生じた。

(2) 措置請求(要旨)

以上の理由から、芸濃町長の違法及び不当な行為により芸濃町に与えた損失は、合計で2,098万5千円となり、よって同町長であった横山雅宏氏に対し、これを補填するよう求めることを津市長(以下「市長」という。)に請求するものである。

3 請求の要件審査

本件監査請求は、法第242条第1項の規定に基づくものとして、平成18年10月10日付けでこれを受理し、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象部局

芸濃町は、平成18年1月1日の市町村合併により消滅し、その事務は新たに設置された「津市」が承継したことから、津市商工観光部(商工労政課)及び芸濃総合支所を監査対象とした。

2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述について、平成18年10月30日午後1時からその機会を設け、請求人が出席し、その陳述を聴取した。この際、新たな証拠の提出はなかった。

3 監査対象部局の説明（要旨）

（1） 本件助成金の支出について

請求人は、本件助成金の交付について、国要綱に従うべきであると主張するが、芸濃町独自の本件助成金についてその適用を義務付けられるものではない。また、法は補助金等の交付について補助金交付要綱等を備えなければならないとは規定しておらず、本件助成金は議会の予算承認を得て町長の決裁により支出したものであり、また、その交付手続については芸濃町商工会との覚書の諸条項に基づくものである。

（2） 本件処分地の売却について

本件処分地を随意契約により売却したことについて、その目的は芸濃町立芸濃中学校(以下「中学校」という。)屋内運動場の建設工事等公共事業を円滑に行うための代替用地を提供するものであり、よって地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号の規定に該当するものと判断した。

本件処分地の売却面積の増加理由について、芸濃町商工会は、当初売払を要望した面積180坪には新商工会館の駐車場用地を考慮していなかったとして、これに70坪を加えた250坪で売払いを受けたい旨要望があったためである。

また、売却価額の減額について、その相手方である同商工会は公共的団体であり、かつ、芸濃地域の商工業の発展のみならず地域の振興発展のために各種事業を実施しており、新商工会館は今後その活動拠点となると判断したことによる。また、その減じた価額は、同町の自治会等による地域振興に係る事業に対する補助金交付制度である芸濃町地域振興事業補助金交付規則に定める補助率のうち40%相当のものを準用して定めたものである。

（3） 措置請求について

以上のことから、本件助成金の支出及び本件処分地の処分は、私益を図る目的ではなく、また、特定のもの利益を図るものでもなく、芸濃地域の商工業の振興発展、活性化に寄与することを目的に芸濃町議会の

承認を得て執行したものであり、違法かつ不当な行為ではなく、請求人の主張する損失も生じていない。よって本件監査請求には理由がない。

第3 監査の結果

1 結論

請求人は、芸濃町長が芸濃町商工会に対し、本件助成金を支出した行為に違法及び不当な理由があり、これにより、芸濃町に1,310万円相当の損失が生じ、さらに同町長が同商工会に対し、本件処分地を随意契約により1,175万円で売却した行為に違法及び不当な理由があり、これにより、同町に788万5千円相当の損失が生じ、これらの損失の合計2,098万5千円相当について同町長であった横山雅宏氏に対し、これを補填するよう求めることを市長に請求したが、本件監査請求書、その添付された事実を証する書類の内容及び請求人の陳述並びに監査対象部局の陳述及び提出を受けた資料の内容等を審査の結果、本件監査請求は、理由がないと認めた。

本件監査請求に理由がないと認めた理由は、次のとおりである。

(1) 事実経過の概要について

昭和49年、当時の芸濃町長は、中学校用地に隣接する同町長の管理する土地（以下「本件貸付地」という。）について、芸濃町商工会が旧商工会館を建設し、使用することを目的にこれを貸し付け、同商工会は、本件貸付地に旧商工会館を建設し、以降、その事業の用に供していた。

芸濃町長は、平成17年7月ごろ、本件処分地を含む旧芸濃町役場跡地を同役場庁舎の建物付きであることを条件に競争入札で売却しようとし、芸濃町広報紙7月号において入札希望者を募集したが応募はなく、その後同建物を取り壊した。

同町長及び同町教育委員会教育長らは、同年8月ごろ、本件貸付地について、その隣接する中学校の屋内運動場建設のための工事用進入路及び中学校附帯施設(駐車場、駐輪場等)の用に供することを決め、同町長は、同商工会長らに対し、本件貸付地の明渡しを求め、その明渡しに伴う条件として新商工会館建設のための本件助成金の交付及び新商工会館建設用地として旧芸濃町役場跡地の一部を売却することなどを提示した。

同商工会は、同年11月14日に開催された同商工会理事会（以下「商工会理事会」という。）において本件貸付地の明渡しと旧芸濃町役場跡地の一部に新商工会館を建設することを決議した。

同町長は、旧商工会館の建物移転補償に係る不動産鑑定を不動産鑑定士に委託し、「移転補償相当額水準は2,810万円である」とする同日

付けの不動産鑑定評価書の提出を受けた。

同町長は、同月 15 日付けで同商工会に対する本件助成金の交付及び旧芸濃町役場跡地のうち 180 坪の土地について坪当たり 4 万 7 千円で売却する方針を決定し、これについて平成 17 年度同町一般会計歳入歳出補正予算（第 6 号）案（以下「補正予算」という。）として付議するなどのため、同月 18 日に同町議会臨時会を招集、補正予算は同臨時会で審議の上、賛成多数で可決された。

この議決を受け、同町長は、同月 21 日付けで本件貸付地の明渡しについて、同商工会は旧商工会館の移転補償等を要求しないこと、本件貸付地の原状回復義務を負わないこと、同町長は本件助成金を交付すること、新商工会館建設用地として旧芸濃町役場跡地の一部を売却することなどの諸条件を定めた覚書（以下「本件覚書」という。）を同商工会との間に締結した。

同商工会は、本件覚書に基づき、同町長に対し、同年 12 月 6 日付けで旧芸濃町役場跡地のうち 250 坪の土地について普通財産譲与（譲渡）申請書（以下「普通財産譲与（譲渡）申請書」という。）を提出するとともに、同月 15 日付けで本件助成金交付申請書及び同請求書を提出した。

同町長は、同月 12 日付けで本件処分地を 1, 175 万円（坪当たり 4 万 7 千円）で売払うことなどを条件とした普通財産売払許可をするとともに、同月 15 日付けで本件助成金 2, 810 万円の交付を決定した上、同日付けで支出負担行為及び支出命令を決裁し、同月 22 日にこれを支出した。

これに前後して同町長及び同商工会は、同月 19 日付けで本件処分地に係る町有財産売買契約を随意契約により締結し、同日付けで所有権を移転した。

同商工会は、平成 18 年 3 月ごろ、本件処分地において新商工会館の建設に着手し、同年 4 月 1 日に周辺地域の商工会と合併して津西商工会となった後の同年 6 月末ごろ、これを完成させ、以降、新商工会館を津西商工会の従たる事務所（芸濃支所（通称））として使用している。

なお、旧商工会館建物の撤去について、本件貸付地に係る使用貸借契約書第 6 条第 5 号ただし書には町長が「特に認めた場合は、現状に回復しないことができる」旨定められ、同町長はこれを必要と認め、同町はその関連経費等について補正予算により予算措置を講じた。

（２） 違法及び不当についての判断

ア 本件助成金の支出について

本件助成金の支出に違法及び不当な理由はないと認めた理由は、次のとおりである。

(ア) 根拠法の不存在等について

請求人は、本件助成金の支出に違法及び不当がある理由のひとつとして「芸濃町にはこのような助成金を交付する根拠法は存在しない」旨主張する。

そこで、この主張について判断すると、法第232条の2は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる」と定め、公益上必要がある場合において、普通地方公共団体が寄附又は補助等の無償給付を他の権利主体になし得ることを認めており、その判断について普通地方公共団体に一定の裁量権を認めていると解される。そして、同町に本件助成金の支出に係る一般的又は個別的規範がないとしても、本件助成金は、補正予算として議会が審議の上、議決をし、その議決の執行として支出されたものであり、このことは、普通地方公共団体はその地域内の住民からの様々な政策要求に対し、その優先関係を政治的に決定してその行政目的を達成し、もって住民の福祉を増進することにその本質があることをかんがみ、特定の助成金の支出について民主的正当性を備えた政策判断に基づくものと認められ、本件助成金の目的（同町地域の商工業の振興）、趣旨（新商工会館建設のための財政支援）及び同町の財政状況並びに平成17年9月同町議会定例会会議録（第3号）及び商工会理事会の議事録等を見ても動機的不正を認めることはできず、これら諸般の事情を考慮し、同町の判断に著しい不公正があると断じる程度に不合理なものと認めることはできないことから、本件助成金の支出は同条を根拠にしたものと解するのが相当であり、よって請求人が主張する根拠法不存在の論旨はこれを認めることはできず、根拠法不存在を前提としたその余の主張について判断するまでもなく、採用することはできない。

次に請求人が「芸濃町商工会は、旧商工会館の移転補償は求めないとしたにもかかわらず、芸濃町長が旧商工会館の建物移転補償に係る不動産鑑定評価額相当の補助金を交付したことは、矛盾している」旨主張していることについてみると、本件助成金は、同町地域の商工業の振興のための拠点施設であった旧商工会館

に代わる新商工会館の建設が公益上必要なものとして意図されたものであり、同町長が、本件助成金の交付額について旧商工会館の建物移転補償に係る不動産鑑定評価額を考慮したことは、合理的な裁量判断によるものと解すべきであり、よって同町長に裁量権の逸脱又は濫用があったと認めることはできない。

(イ) 本件助成金交付手続について

請求人は、本件助成金の支出に違法及び不当がある理由のひとつとして芸濃町地域振興事業補助金交付規則が定める手続上の瑕疵の存在及び芸濃町長の裁量権の濫用を主張する。

そこで、先ず同規則が定める手続上の瑕疵の有無について判断すると、請求人は、本件覚書第8項で「同町長の指示する必要書類を芸濃町商工会が作成し提出するものとする」旨定めていることについて、「この指示の内容は、同規則第3条である」と断定した上、「本件助成金交付手続において同条の規定に基づき提出された書類は事業計画書のみで、その他実施設計書等の書類は提出されておらず、粗雑な事業計画書により本件助成金の交付を決定した。また、同規則第8条で提出が義務付けられた事業完了報告書も提出されていない。さらに同規則第9条は竣工検査合格後に補助金を交付する旨規定しているにもかかわらず、新商工会館完成以前に本件助成金を支出した」旨主張する。そこで、本件助成金交付手続において同規則が適用又は準用されるか否かについてみると、同規則は同町の各地域においてその総代が代表となり又は土地改良区の実施する事業に対し補助金を交付すること及びその手続について定めたものであり、本件助成金と異なる趣旨のものであると解され、かつ、同町の補助金等交付に係る一般的規範であるとも認め難いことから、本件助成金交付に関し当然に適用されるものではないと解するのが相当である。また、本件覚書第8項に定める町長の指示が「同規則第3条である」とする主張について、本件監査請求書、その事実を証する書類及び請求人陳述並びに監査対象部局の陳述及び提出を受けた資料で確認した限りにおいて、これを事実として認めるに足るものはなく、その他同規則第3条、第8条及び第9条を準用することを明示した特別の定めなどもないと認められることから、同規則が定める手続上の瑕疵の存在を理由として違法及び不当と主張すること

に理由を認めることはできない。

そこで、本件助成金の支出に係る手続において、財務関係法令（条例及び規則等を含む。）が定める諸規定に照らし違法と評価し得る理由が存在するか否かについてみると、同商工会から提出された書類は「芸濃町商工会館用地返還に伴う要望書」（以下「要望書」という。）のみであると認められるが、同町には補助金等交付に係る一般的規範及び本件助成金に係る個別的規範が制定されておらず、よってその提出すべき書類は同町長が本件助成金交付決定を判断する上で必要な限度において示された内容のものであれば足ると解するのが相当であり、同要望書には新商工会館建設に係る工事見積書及び明細書が添付されていたことから、本件助成金の趣旨をかんがみ、同町長がその他の書類を徴取していないとしても、そのことをもって違法と評価されるものではない。

また、新商工会館完成前に本件助成金の交付額を確定し、概算払いによることなく、これを支出したことについて、補助金等交付に係る一般的規範の例に照らすと妥当性を欠くものとして一定の手続上の瑕疵を評価せざるを得ないが、本件助成金はその趣旨に沿って使用されたことは、同商工会が平成18年9月20日付けで市長に提出した平成17年度新商工会館建設事業実績報告書及び新商工会館建設支払明細書（支払額約3,425万円）並びに現に新商工会館が竣工し使用されていることなどからみても明らかで、よってこれを違法と断じる程度に不合理なものであると認めることはできない。

次に、同町長の裁量権の逸脱又は濫用について判断すると、請求人は、本件助成金の支出について、「粗雑な事業計画により助成金の交付を決定した」と主張する。そこで、同町長が本件助成金交付決定に際し、必要な調査検討義務を尽くしたか否かについてみると、本件助成金の趣旨は、新商工会館建設のための財政支援であり、同町長は本件助成金の交付額を考慮するため、建物移転補償に係る不動産鑑定を委託し、その不動産鑑定評価による移転補償相当額水準2,810万円を本件助成金の交付額の限度として設定されたものと解することができる。そして、同町長は要望書において新商工会館建設経費見積額及び明細書（見積総額約3,386万円）を確認した上、本件助成金の交付決定を判断し

たものと解されることから、必要な調査検討義務を尽くさなかったものと評価することはできず、合理的な裁量の範囲内により決定されたものと解すべきであり、かつ、その交付決定の内容は、本件助成金交付に係る補正予算の議会の議決の内容に反してこれを執行したものと評価することはできない。よって同町長に裁量権の逸脱又は濫用があったと認めることはできない。

イ 本件処分地の売却について

本件処分地の売却に違法及び不当な理由はないと認めた理由は、次のとおりである。

(ア) 随意契約の締結について

請求人は、本件処分地の売却に違法及び不当がある理由のひとつとして「法及び芸濃町財務規則は、随意契約によることができる限度額を30万円と定めているにもかかわらず、本件処分地を随意契約により売却した」旨主張する。

そこで、この主張について判断すると、法第234条第1項は売買、賃借、請負その他の契約をする場合の契約締結の方法として一般競争入札を原則とし、同条第2項でその例外として令第167条の2第1項各号に定める事由に該当する場合に限り随意契約の方法により契約を締結することができることと定めており、このことは、普通地方公共団体の締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から一般競争入札を原則とするが、契約の目的、内容に照らし随意契約によることが合理的な場合もあり得るのであり、その場合において契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態を生じるおそれがあることなどの弊害を防止することを重んじた趣旨によるものと解される。そして、これらの法規は、およそ普通地方公共団体の締結する契約全般について適用されるものであり、普通地方公共団体の長の行う事務の執行は、様々な事情の下、多種多様な個別的、具体的事情を総合的に考慮して遂行されるものであることからすると、同項各号に定める事由に該当するか否かは、当該契約の種類、内容、性質及び目的等諸般の事情に照らし長の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。

そして、請求人が主張する「随意契約によることができる限度

額を30万円と定めている」ということについては、令第167条の2第1項第1号及びこれを受けた芸濃町財務規則第141条第4号の規定をいうものであるが、これらの規定はそもそも一定金額（30万円）の範囲においては随意契約ができるとする、いわゆる少額契約について定めたものであるので、本件処分地の売買契約はこの規定に該当するものとは認められない。一方、監査対象部局は、随意契約の該当事由について令第167条の2第1項第2号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると主張している。

そこで、本件処分地の売買契約(本件覚書を含む。以下同じ。)が「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するか否かについて判断すると、本件処分地の売却の目的は、既に本件助成金の支出についてみたとおり、旧商工会館用地としての本件貸付地について、芸濃町による公共の用に供する必要性が生じたことによるその明渡しに伴い、芸濃町商工会の新たな活動拠点となる新商工会館の建設用地を確保するための代替地を提供するものであると認められ、同商工会への本件処分地の売却が同町地域の商工業の振興といった利益の増進に資するものとして、同町の政策判断の目的を達成するために締結されたものであると解されることから、その目的及び性質に照らし不特定多数の競争原理に基づいて契約の相手方を決定することは不可能であり、本件処分地の売買契約がその目的及び性質等において「競争入札に適しないもの」に該当するものと判断したとしても、それが合理的裁量の範囲を逸脱するものと認めることはできない。

以上の理由から、本件処分地の売買契約は令第167条の2第1項第2号の規定に該当するものと解するのが相当であり、よって違法と評価することはできない。

(イ) 本件処分地の売却面積及び価額について

請求人が主張する本件処分地の売却に係る経緯の中で売却面積が増加したことの不合理性についてみる前に、本件処分地の売却価額について違法及び不当な理由があるか否かについてみることにする。

請求人は、本件処分地の売却に違法及び不当がある理由のひとつとして「芸濃町長は、本件処分地の売却価額の算出について、

固定資産評価額を基準として、同評価額からその40パーセント相当額を減額した価額を売却価額としたが、当該売却と同時期に他の芸濃町住民に対し旧芸濃町役場跡地を売却した際には、同評価額相当額で売却しており、同じ公有財産でありながら、このような差別的な売却を行うことに合理的な理由はない」旨主張しており、この主張について判断すると、法第237条第2項は普通地方公共団体がその有する財産を譲渡等する場合、条例又は議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくしてこれを譲渡等してはならないと定めており、その趣旨は、普通地方公共団体の財産を特に低廉な価格で譲渡等をする、当該普通地方公共団体の財政運営上多大な損害を被り、ひいては財政破綻の原因となり、住民の負担を増大させるおそれがあり、また、特定の者の利益のために当該普通地方公共団体の財政運営が歪められるおそれがあることから、適正な対価なくしてその財産を譲渡等することを原則禁止するとともに、当該普通地方公共団体の公共又は公益的施策実現のために必要がある場合は、条例又は議会の議決によりこの禁止を解除し、その財産を無償又は低廉な価格で譲渡等することを認めている。

そして、同町には財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年芸濃町条例第18号）が制定されており、同条例第3条で「普通財産は次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価格で譲渡することができる」とし、その第1号は「他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき」と定めている。

そこで、本件処分地の売却について同条第1号の要件に充足するか否かについてみると、先ず芸濃町商工会が「その他公共団体」に該当するか否かについて、同号が規定する「その他公共団体」とは、同号の規定が公用又は公共用のみならず、公益事業の用に供することもその対象としていることから、公用又は公共事業を行う団体のほか、公益事業を行う団体が含まれるものと解するのが相当であり、商工会法（昭和35年法律第89号）第3条は商工会の目的について「その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資すること」とし、同法第6条で「非営利原則」及び「特定の個人又は法人その他の

団体の利益を目的とした事業の禁止原則」等を定め、同商工会定款（以下「定款」という。）第1条及び第5条においても同様に規定されていることから、同商工会が「その他公共団体」に該当するものと解することができる。次に同商工会の行う事業が「公益事業」に該当するか否かについて、定款第8条は、商工会の目的を達成するため、商工業に関する相談又は指導、情報収集及び提供、調査研究、講習会の開催、展示会等の開催等の各種事業を行うことが定められ、同商工会平成17年度事業報告書及び収支決算書を見ても、同町のほか三重県からの補助金収入等を財源にこのような事業を実施していたものと認められることから、その事業が「公益事業」に該当するものと解され、かつ、本件処分地の売却の趣旨は、新商工会館の建設に伴う用地の確保であることから「公益事業の用に供するため」に該当するものと解されることから、本件処分地の売却について同条例第3条第1号の要件に充足するものと認められ、よって同号の規定を適用したものと解するのが相当である。

さらに議会の対応についてみると、本件処分地の売却収入に係る補正予算を審議した平成17年11月18日同町議会臨時会の会議録を見ると、一部の議員が本件処分地の売却額の坪単価について相場に比べて安価なのか高価なのかを質したところ、同町地域振興担当副参事（当時）は「商工会は商工業の振興発展のため、あるいは地域の振興発展にとって大きな組織であり、地域振興助成という意味で土地評価額の6割で買っていただく。つまり土地評価額の4割を助成することになる」旨答弁し、これについて反対討論もなく賛成多数で原案どおり可決されている。この補正予算の審議は、本件処分地の所在、現況及び売却価額の基準等といった事項が明らかにされた上でのものであり、議会がその売買の必要性、価格の妥当性についての審査を遂げたものと解するのが相当であり、議会の議決により適法に本件処分地を売却したものと解することができる。

次に本件処分地の売却に係る経緯の中で売却面積が増加したことの不合理性についてみると、請求人の主張にあるように、同町が補正予算において新商工会館建設用地として売却を予定したのは180坪の土地についてであるが、同町長は、同商工会からの普通財産譲与（譲渡）申請書がその譲与（譲渡）面積を25

0坪として提出されたことを受け、同申請面積相当の本件処分地について売払許可をしたものと認められる。

そこで、同町長が当初売却を予定した180坪の土地に70坪を加えた本件処分地について売払許可をしたことに裁量権の逸脱又は濫用があったか否かについてみると、普通財産譲与（譲渡）申請書は、旧芸濃町役場跡地250坪の土地について、新商工会館用地として使用する旨記載され、現に同会館の使用の状況を見ても、その建物に係る用地以外の土地は主に同会館の駐車場等の用途に供されているものと認められることから、売却面積の増加理由に係る監査対象部局の陳述の内容は、これを事実であると是認し得るものであり、その増加理由は本件処分地の売却の趣旨を逸脱したものではなく、当初売却を予定した面積との比較においても著しく不合理なものとは認められず、また、本件処分地の売却に係る補正予算の議会の議決は、その売却面積について180坪を上限に制限を課したものと解することもできないことから、同町長が本件処分地について売払許可をしたことは、当該議会の議決の趣旨に反してこれを執行したものと解することはできず、よって合理的裁量の範囲を逸脱し又は濫用したものと評価することはできない。

以上の理由から、本件処分地は適法に売却されたものと解するのが相当であり、よって請求人の主張はこれを認めることはできない。

2 意見

補助金等の執行に携わるものは、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることを特に留意し、補助金等が法令及び予算の定めるところに従って公正かつ効率的に使用されることに努めなければならない責務があることは言うまでもなく、その交付手続においてもその責務を十分に果たさなければならない。そして、一般的に補助金等は、補助事業等の完了に係る成果の報告を受け、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が当該補助事業等の交付の決定及びこれに附した条件に適合するものであるか否かを判断の上、適合すると認められたときは、交付すべき補助金等の額を確定すべきであると解するが、本件助成金は、概算払いによることなく、その趣旨である新商工会館建設事業の完了を待たずしてその交付額を確定して支出され、芸濃総合支所が津西商工

会から平成17年度新商工会館建設事業実績報告書等の提出を受けたのは、新商工会館竣工後3か月近く経った平成18年9月20日であった。

これらのことは、補助金等の執行に携わるものに課せられた責務を十分に果たしているとは言い難く、公金意識が極めて希薄であるとの評価を免れないものとして、非常に遺憾である。

芸濃総合支所は、この財政的援助が、その目的である芸濃地域の商工業の振興はもとより、津西商工会の区域全体の利益の増進に資するよう、同商工会に対する必要な助言指導その他必要な施策を講じるなどの努力を怠ってはならず、市民がその動向に注視していることを忘れてはならない。そして、その努力等を通じて、市民からこの財政的援助について相当の評価が得られることを期待して本監査のむすびとする。

以上